

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 9 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700087 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700095 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 8 月から平成 13 年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円から 30 万円とする。

平成 12 年 8 月から平成 13 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 12 年 8 月から平成 13 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の B 社 (現在は、C 社) における平成 13 年 9 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 9 月から平成 15 年 8 月までの標準報酬月額については、平成 13 年 9 月は 20 万円から 30 万円とし、同年 10 月は 20 万円から 28 万円とし、同年 11 月から平成 14 年 9 月までは 20 万円から 30 万円とし、同年 10 月から平成 15 年 7 月までは 20 万円から 38 万円とし、同年 8 月は 30 万円から 38 万円とする。

平成 13 年 9 月から平成 15 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 9 月から平成 15 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の B 社における平成 15 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 8 月の標準報酬月額については、53 万円とする。

平成 15 年 8 月の訂正後の標準報酬月額 (上記 2 の訂正後の標準報酬月額 (38 万円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年8月1日から平成13年9月1日まで
② 平成13年9月1日から平成15年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社における被保険者期間の標準報酬月額が、所持している給与明細書における支給額より低く記録されている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書(写)により、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成12年8月から平成13年8月までの標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成12年8月から平成13年8月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②のうち、平成13年9月1日から平成14年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書(写)により、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成14年10月1日から平成15年9月1日までの期間について、上記給与明細書(写)により、平成14年10月の定時決定及び平成15年8月の随時改定の基礎となる期間に係る報酬月額及び平成14年10月から平成15年8月までの期間の厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標

準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年9月から平成15年8月までの標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成13年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月から平成14年9月までは30万円、同年10月から平成15年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、平成13年9月から平成15年8月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に對し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上記給与明細書(写)において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書(写)において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成13年9月から平成15年8月までの期間について、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書(写)により、同年8月の随時改定の基礎となる期間において、請求者は、標準報酬月額53万円に相当する給与の支払を事業主から受けていたことが認められることから、請求者の同年8月の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、平成15年8月の訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額(38万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。